

令和7年3月31日

## 協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

株式会社 友和は、令和6年3月22日付けで過半数代表者「阿部純恵」と締結した「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」(労使協定の有効期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日)について、別紙のとおり、当該協定対象派遣労働者の賃金の額が、令和6年8月27日職発0827第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通知」という）の第2に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

### 【事業主名】

茨城県高萩市下手綱字天南堂 2431-1

株式会社 友和

代表取締役 佐藤義一

## 別紙：対象従業員の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

### 1. 一般基本給・賞与等

以下のとおり、協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。

#### **別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額(2025.4.1～2026.3.31)参照**

### 2. 一般通勤手当

協定対象派遣労働者の通勤手当が、通知の第2の2（1）「実費支給により「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保していることを確認しました。

### 3. 一般退職金

厚生労働省職業安定局長通知、職発 0827 第 1 号（令和 6 年 8 月 27 日）「令和 6 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」第 2 の 3（2）により一般退職金割合を 5%とすることを確認しました。